

○千葉大学医学部勝山セミナーハウス使用規程

(平成16年4月1日)

改正 平成22年10月1日 平成23年10月1日

令和元年7月1日

(設置)

第1条 千葉大学職員及び学生のための研修・厚生補導等施設として、千葉大学医学部勝山セミナーハウス（以下「勝山セミナーハウス」という。）を置く。

(使用の範囲)

第2条 勝山セミナーハウスを使用できる者は、次に掲げる者とする。

- 一 本学の職員及び学生
- 二 その他特に医学部長が認めた者

(使用許可申請)

第3条 勝山セミナーハウスの使用希望者は、使用許可申請書（別記第1号様式）を亥鼻地区事務部学務課に提出するものとする。

2 使用許可申請書は、使用予定日の1ヶ月前から7日前までの間受け付ける。

3 勝山寮を連続して宿泊使用できる日数は、原則として5日間を限度とする。

(使用許可)

第4条 医学部長は、前条の申請を適当と認めたときは、使用許可書（別記第2号様式）を交付するものとする。

(使用料の納付等)

第5条 使用の許可を受けた者は、別に定める使用料を、使用前に納付しなければならない。

(使用上の注意)

第6条 使用者は、施設・設備及び備品等の使用に当たっては、この規程及び別に定める使用心得並びに使用許可の条件、管理人の指示に従い、常に適切な取扱いをしなければならない。

(損害賠償)

第7条 使用者が故意又は過失により、施設、設備及び備品等を破損又は滅失したときはその全部又は一部に相当する金額を弁償しなければならない。

(事務)

第8条 勝山セミナーハウスの維持及び管理に関する事務は、亥鼻地区事務部学務課において処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月1日）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年10月1日）

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。